

⑦山本観光物産センター

- ◆所在地 森岳字東堤沢47-5
- ◆構造 木造平屋建て
- ◆面積 敷地約1,173㎡、建物約158㎡
- ◆設置目的 観光宣伝と農林産物等の販路拡大により地域経済の活性化を図る。

指定管理者の業務

- 利用許可、利用許可の取り消し並びに利用制限および停止に関する業務。
- 施設および設備の維持管理に関する業務。
- 利用の促進に関する業務。
- その他管理に関し町長が必要と認める業務。

指定管理を行わせる期間

平成24年4月1日～平成29年3月31日（予定）

申請する団体に必要な資格

区 分	三種町内に主たる事務所を有する法人その他の団体	飲食業を営んでいるもの	旅館業を営んでいるもの（下宿営業を除く）	当該施設を一括して管理運営できるもの
①ゆうばる	○	○	○	
②パレス琴丘	○	○		
③グリーンびあ	○			
④サンバリオ	○	○		
⑤コテージ・ぼうじゅ館	○			○
⑥キャンプ場・湖水館	○			○
⑦物産センター	○			
⑧じゅんさいの館	○	○		

申請することができない団体

- 地方自治法施行令第167条の4第2項（一般競争入札の参加資格のない者）各号いずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの。
- 申請の日において現に県または町の指名停止措置を受けている団体。
- 申請の日において破産手続、再生手続または更正手続が開始されている団体。



申請の手続

- 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に募集要項に定める書類を添えて提出すること。
- 申請書、募集要項等の書類は商工観光課及び各総合支所地域産業課商工観光係にて交付します。
- 申請書等の提出場所
 - ・①～⑦の施設 〒018-2401 三種町鶴川字岩谷子8 商工観光交流課 観光交流係
 - ・⑧の施設 〒018-2304 三種町豊岡金田字森沢1-2 山本総合支所 地域整備係
- 提出期限 平成24年1月27日（金）午後5時まで（郵送による提出の場合は当日必着）
 - ※提出期限後における申請書または添付書類の変更・追加は認めない。

選定の方法

- 三種町指定管理者選定委員会において、選定基準を基に最も適当と認める団体を候補者として選定する。
- 選定は2月中旬（予定）に行い、指定については書面により通知する。

⑧山本農林産物展示販売施設 じゅんさいの館

- ◆所在地 森岳字東二ツ森97
- ◆構造 木造平屋建て2棟
- ◆面積 敷地約5,409㎡、建物約610㎡
- ◆設置目的 地域農産物等の展示販売により生産性の向上を図り、産業の振興および地域経済の活性化に寄与する。



◇問い合わせ先 ①～⑦の施設 商工観光交流課 観光交流係 TEL 85-4830
 ⑧の施設 山本総合支所 地域整備係 TEL 83-2113